

組合ニュース

発行：2023年12月20日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail：info@oitauu.sakura.ne.jp

非常勤職員の賃上げは来年4月から、遡及はしないと回答

非常勤職員に対し今年度末までの有給3日を付与!

職域限定職員のキャリアパスに係る事項の早急な検討を約束!

～子の看護休暇小学校6年生まで有給化～

第2回団体交渉実施

12月14日(木)、組合からは委員長をはじめ8名、法人からは廣瀬理事他7名の出席のもと、第2回団体交渉を行いました。今回は、非常勤職員の待遇改善を中心に、年内に妥結をすべき事項に絞って交渉を行いました。

今回の団体交渉における法人からの回答は以下のとおりです。

■ 非常勤職員の待遇改善について

・非常勤職員の給与改定時期を常勤職員と同様に、4月に遡及して行うこと

人事院は、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、「非常勤職員の給与に関する指針」に追加し、指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導しました。大分大学でも常勤職員の月例給の給与改定が4月に遡及して実施されることから、組合は、非常勤職員の適切な処遇を確保し、常勤職員同様4月に遡及して給与改定を行い、格差是正をはかるよう求めました。

法人からは、本法人の考え方として、非常勤職員は事務補佐員という職名の通り、業務の内容、責任の度合、配置の範囲が、常勤職員とは異なること、さらに、年度雇用で契約しており、ガイドラインに沿った待遇の取扱いをしているため、非常勤職員については、本年4月の遡及はせず、来年4月から給与の引上げを改定したいという回答でした。

(現在時給1,182円のところ1,238円となり、時給56円、月額では約6,700円upするという説明)

これに対し組合は、非常勤職員なくして大学業務が回らないことを伝え、常勤職員の賃上げを4月遡及するのであれば、非常勤職員についても同様に扱うべきであると強く求めました。しかし、法人は、非常勤職員とは現在の時給単価で労働契約を結んでおり、途中で改定することは難しいと回答しました。

さらに組合は、非常勤職員の4月遡及が出来ないのは、財政的に厳しいからかと質しました。それに対し法人は、人事院は通知をだしているが、文科省からは法人に対し通知はきていないこと、また国立大学法人には、財政的な裏付けもないた

め遡及は難しいと回答しました。

組合からは、ボーナス分の人事院勧告（4.5ヶ月分）の対応について、法人は令和6年度の運営費交付金の内示が出て検討するとしていることから、非常勤職員の賃上げ遡及部分についても同様に再度検討するよう要請し、法人からも持ち帰って検討すると回答がありました。

非常勤職員は常勤職員と賃金・福利厚生面で大きな開きがある一方、仕事ではなくてはならない存在になっており、現場での働きに見合った待遇になっていないので、現場の声をもっと理解するように要求しました。

・非常勤職員と常勤職員との待遇の相違について、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条で禁止される「不合理と認められる相違」に該当しない理由を待遇ごとに説明し、とくにボーナスをはじめとした、不合理な格差を是正すること

組合が2年前から説明を求めている、非常勤職員と常勤職員との待遇の相違について、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条で禁止される「不合理と認められる相違」に該当しない理由はいまだに説明されていないことを伝えました。法人はそのことを認め年度内には回答を行うと回答しました。

非常勤職員のボーナスの支給については、他の九州内のすべての国立大学法人もボーナスを支給しておらず、本法人も支給するつもりはないと回答しました。

・年末年始休業日を有給化すること

これまで組合が要求してきた、非常勤職員の年末年始休業日を有給化することに対し、法人より、今年度末までに取得できる特例休暇（有給）を3日間追加して付与するという回答がありました。これについては大きな改善提案であり、これを受

け入れました。

・病気休暇を拡充すること

病気休暇については、他大学に比べて有給の休暇は多いこと、また社会保険の給付ができることを理由に拡充はむずかしいとの回答がありました。

・長く働く非常勤職員に対して、待遇改善につながるキャリアパスをつくること

組合は、クーリング期間を挟み、繰り返し大分大学で雇用されている非常勤職員に対しては、無期雇用にするなど、待遇改善につながるような制度を至急設計するように強く要請し、また、今年度導入した、事務系職域限定職員制度も待遇改善にはつながっていないことを指摘しました。

常勤職員へのキャリアパスを作ることは説明会でも法人が発言していることを踏まえ、早急な制度設計を行うよう求めました。これに対し法人は、年度内に組合に対し素案の提示を行うと約束しました。

■男女共同参画社会の実現にむけて

・子の看護休暇について、取得対象を小学校6年生までとすること

速報でもお伝えした通り、子の看護休暇は現在の小学校3年生から小学校6年生まで取得対象が拡大することになりました。（令和6年度から）これにより、雇用形態にかかわらず5日間が有給として認められるようになります。長年の組合の主張がようやく通りました。

